

鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取県障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業補助金交付要綱（令和5年3月17日付第202200295822号鳥取県福祉保健部長通知。以下「交付要綱」という。）の別表第1欄に掲げる「障がい福祉分野における ICT 導入モデル事業」に係る補助に必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 本事業は、社会福祉法人等が運営する障害福祉サービス事業所等に対して ICT の導入費用を助成することにより、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減を推進することを目的とする。

(対象機器)

第3条 この補助金の対象経費は、障害福祉サービス事業所等における業務効率化及び職員の業務負担軽減の推進に効果のあるものであって、次の各号に定める機器の導入に係る経費（寄付金その他の収入額、消費税及び地方消費税を除く。）とする。

ア 情報端末（タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、インカム）

イ ソフトウェア（開発の際の開発基盤のみは対象外）

ウ 通信環境機器等（Wi-Fi ルーターなど）

エ 保守経費等（クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策など）

2 経費は、当該年度中に係るもののみを対象とする。

3 アの情報端末については、業務効率化及び職員の業務負担軽減に効果のあるハードウェアが対象である。例えば、障害福祉サービス等の提供に関する記録を支援を行う場所で完結でき、また、その場で利用者の情報を確認できるタブレット等のほか、職員間の情報共有や職員の移動負担を軽減するなどの効果・効率的なコミュニケーションを図るためのインカムなど、ICT 技術を活用したものを対象とする。

4 イのソフトウェアについては、以下の①又は②のいずれかに該当する製品を対象とする。いずれの場合も研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。

① 事業所での業務を支援するソフトウェアであって、記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携を含む）、請求業務を一気通貫（転記等の業務が発生しない等のことをいう。以下同じ。）で行うことが可能となっているものであるもの。

② バックオフィス業務（業務効率化に資する勤怠管理、シフト表作成、人事、給与、ホームページ作成などの業務）のためのソフトウェアであって、一气通貫で行う環境が実現できるもの。

5 ウの通信環境機器等及びエの保守経費等については、アの情報端末及びイのソフトウェアの導入に必要なものに限り対象とする。

6 インターネット回線使用料等の通信費、その他本事業の目的・趣旨から逸脱している経費は対象としない。

7 経済産業省が実施している「サービス等生産性向上 IT 導入支援事業」及び子ども家庭庁が実施している「令和5年度地域障害児支援体制充実のための ICT 化推進事業」による補助を受ける場

合には、当該補助を受ける部分については対象としない。

- 8 鳥取県障がい福祉分野におけるロボット等導入支援事業の対象となるものについては対象としない。
- 9 過去に障害福祉サービス事業者等に対する同様の ICT 導入支援補助金により補助を受けて同種の ICT 機器等を購入したことがある障害福祉サービス事業者等にあつては、本事業の対象としない。

(研修会の実施)

第4条 県は、補助を希望する管内の指定障害福祉サービス事業者等を対象に、ICT 導入に伴う研修会を開催する。本研修会への参加は、障害福祉サービス事業者等が ICT 導入に伴う補助を受けるための要件とする。

(補助事業の要件)

第5条 補助事業の実施にあつては、次の条件を付すものとする。

- (1) 前条に定める研修会に参加すること。
- (2) 客観的かつ定量的な指標に基づいて ICT 導入前後の比較を行い、生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減の効果等について県に報告すること。
- (3) 導入製品の内容や導入効果等についてホームページ等により公表すること。
- (4) 前2項の報告及び公表の内容について、県及び厚生労働省が ICT の活用モデルとして公表等を行うことに同意すること。

(補助対象の選定)

第6条 県は、交付決定にあつては次の①及び②の条件を満たす障害福祉サービス事業者等の補助事業から優先的に採択するものとする。

- ①交付申請時において「福祉・介護職員等処遇改善加算」を算定しているか、あるいは交付申請後おおむね3か月以内に取得見込みであることを鳥取県福祉保健部ささえあい福祉局障がい福祉課長が認めた場合。
- ②ICT 導入によって得られた生産性向上による業務効率化及び職員の業務負担軽減により、超過勤務手当等の経費に金銭的剰余が出た場合に、当該費用を利用者が受ける障害福祉サービスの質の向上や職員の賃金改善に資する取組に適切に使用することとし、その旨を職員等に周知する旨を申し出た場合。

(実施状況の報告)

第7条 知事は補助対象事業者に対し、必要に応じて事業の実施状況の報告を求めることができる。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は鳥取県福祉保健部長が別に定める。

附則

この要綱は、令和5年3月17日から施行し、令和4年度事業から適用する。

附則

この要綱は、令和6年7月23日から施行し、令和6年度事業から適用する。